

## ～大切なお知らせ～

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が拡充されます。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

### 1. 変更後内容

#### ① 支給対象年齢拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

#### ② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

#### ③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は1人あたり支給額が一律3万円となります。

#### ④ 算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童（以下、大学生年齢児童と表記）となります。

児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000円
14歳	第3子	30,000円

児童年齢	算定	支給金額(円)
23歳		
17歳	第1子	10,000円
14歳	第2子	10,000円

#### ⑤ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

### 2. 支給額

児童の年齢	支給金額（1人あたりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

### 3. 申請期限

**令和6年9月30日（月）まで**

※このお知らせは世帯主様宛にお送りしています。

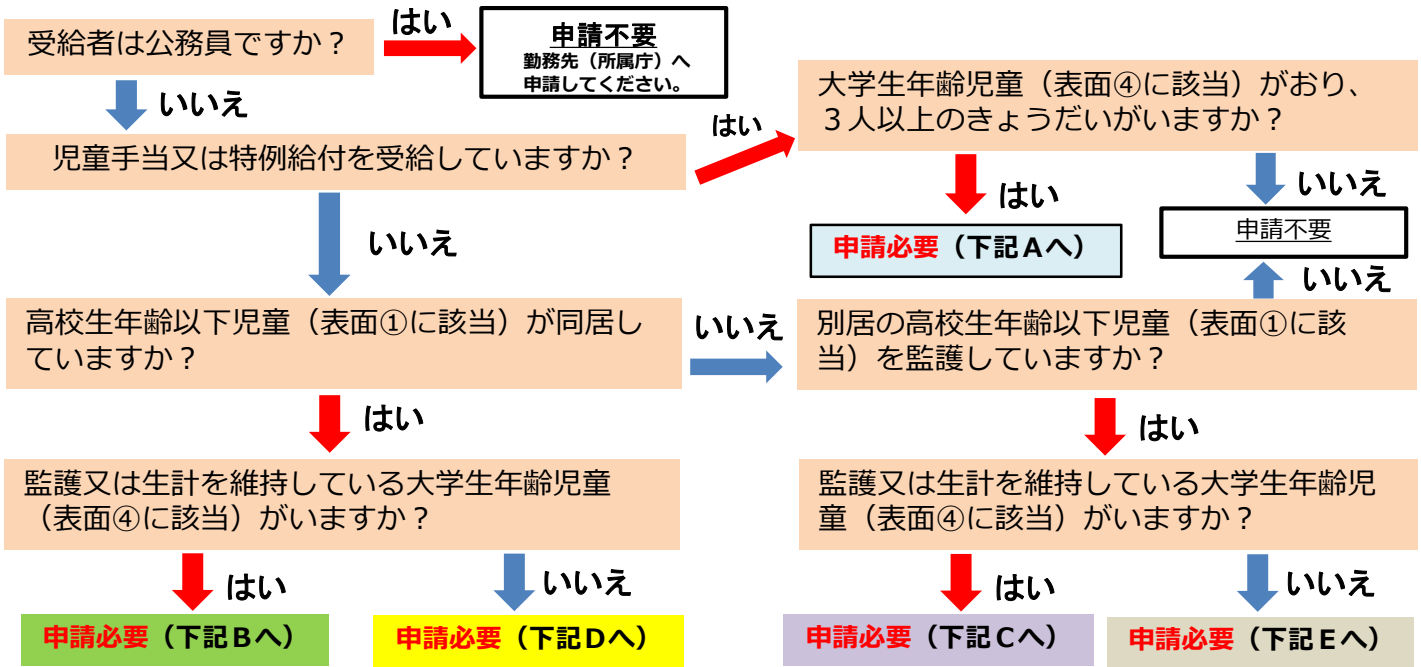
申請に関しては、保護者や児童を養育している方が行ってください。

（お問い合わせ先）

岩手町健康福祉課 子育て支援係（1階④番）

TEL：0195-62-2111（内線566・567）受付時間：平日8時30分～17時15分

## 4.申請対象者



※ 現在児童手当を受給中で、**高校生年齢児童がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付対象の世帯**の方は申請不要です。  
今回の改定に伴う額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

## 5.申請手続き

下記の提出書類を**返信用封筒にて返送**、または、岩手町役場健康福祉課子育て支援係窓口まで**直接提出**してください。

### 提出書類

#### ▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

#### ▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)

#### ▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市町村に在住している児童分について記入してください)
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)
- ・ 申請者の健康保険証および通帳またはキャッシュカードのコピー

#### ▼申請対象者D

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 申請者の健康保険証及び通帳またはキャッシュカードのコピー

#### ▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市町村に在住している児童分について記入してください)
- ・ 申請者の健康保険証および通帳またはキャッシュカードのコピー